

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の経緯

#### ○国の少子化対策と子ども・子育て支援に関する取組

わが国の少子化問題は、平成2年の合計特殊出生率が1.57（1.57ショック）を記録したことを契機に、少子化が社会全体の深刻な問題として認識され始めたことに端を発します。

その後、平成6年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）をはじめ、平成11年には中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」を策定し、以後、「新エンゼルプラン」、「仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月閣議決定）」に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを産みたい人が産み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、さまざまな対策が講じられてきました。

さらに平成15年7月には、急速な少子化の進行が今後のわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、改めて政府・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を推進することが必要であるとの認識の下「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律により、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、男性を含めた働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進、保育サービスの充実、子育てを支援する生活環境の整備など地方公共団体および企業における平成17年4月から平成27年3月までの10年間の集中的・計画的な取組を推進するための行動計画の策定が義務づけられました。

しかしながら、平成17年には初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26の過去最低を記録するなど、少子化の進行に歯止めはかからず、従来の対策のみでは少子化の流れを変えることはできなかったことを深刻に受け止めた上で、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図る必要性が生じました。国は平成18年6月、少子化社会対策会議で決定した「新しい少子化対策について」を踏まえ、出産費用の負担軽減や子育て家庭への支援と地域の子育てサービスの充実など新たな少子化対策を打ち出しました。

さらに、平成19年12月には、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するために何が必要であるかに焦点を当て、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2点を「車の両輪」として進めていく必要があるとする「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。

このように「1.57ショック」以後、国は少子化対策としてさまざまな計画の策定や対策を講じてきましたが、状況が好転するような兆しは見られず、目に見える成果を上げられなかったのが実情です。そこで国は、子どもが主人公（チルドレン・ファースト）、少子化対策から子ども・子育て支援への転換、仕事と生活の両方を調和という視点で、子どもと子育てを応援する社会をめざす「子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）」を策定するとともに、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの検討を始めました。

その結果、核家族化の進行、待機児童問題、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は依然として厳しく、これからの日本には、子どもを産み、育てやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが必要であるとの結論に至りました。

こうした状況を受け、平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大および確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されるとともに、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」が制定されました。以上の「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」が実施されることとなりました。

加えて、平成 26 年 4 月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が 10 年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

### 子ども・子育て支援新制度における「子育てをめぐる現状と課題」

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約 9 割が結婚意志を持っており、希望子ども数も 2 人以上
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が量・質ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対 GDP 比の低さ
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小 1 の壁」
- M 字カーブ（30 歳代で低い女性の労働力率）
- 子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

## ○中央区における取組

中央区においては、昭和 30 年代以降、高度成長に伴う業務機能の一極集中や核家族化が進行し、都心から郊外への人口流出などが要因で、毎年 2,000 人を超えるペースで人口が減少し、学校の統廃合や伝統あるコミュニティの崩壊を招きかねない事態となりました。

そこで、昭和 63 年 1 月に「都心に人が住めるようにしよう」を合言葉に、「定住人口回復対策本部」を設置し、区役所内はもとより、区議会、区民と一体となって人口回復に向け、「遠・高・狭」を打開すべく総合的な取組を推進してきました。若年者や子育て世帯を対象とした住宅施策の展開、区立認可保育所の新設・改築や私立認可保育所等の運営支援など保育環境を充実させるとともに、一時預かり保育や病児・病後児保育など、多様な子育て支援事業を実施してきました。

その結果、平成 9 年の 71,806 人を底として、平成 26 年では約 1.9 倍の 134,370 人となり、着実に子育て世代の転入が増え、同時に出生数、子どもの数も増えました。合計特殊出生率は平成 19 年に 1.0 台を回復して以降増加し、平成 25 年には 1.29 となるとともに、出生数は平成 22 年から 3 年連続で 1,400 人を超え、平成 25 年には 1,694 人、平成 26 年は 10 月末で 1,525 人に達し、乳幼児人口も平成 16 年の 4,059 人から平成 26 年には 7,883 人になり、この 10 年間で約 2 倍の増加を見せています。

本区においては、平成 17 年 3 月に策定した保健医療福祉分野の総合計画である「第二次中央区保健医療福祉計画」のなかに「次世代育成支援行動計画」を取り込み、総合的な子育て支援策を展開してきました。さらに乳幼児人口の増加等を受け、保育ニーズの高まりに対応すべく保育所待機児童ゼロをはじめとした子育て支援に全庁を挙げて取り組み「子育てナンバーワン」を実現するため、平成 21 年 8 月に子育て支援対策本部を設置しました。

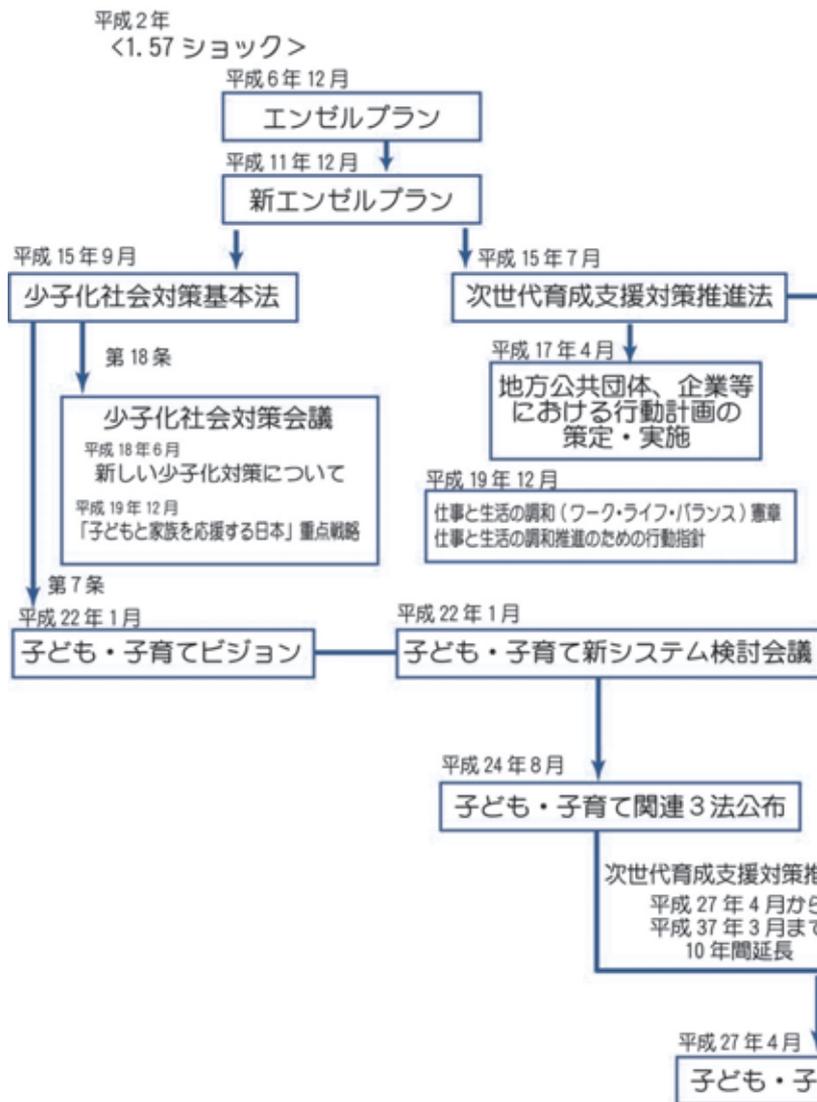
このような計画的な事業実施や子育て支援対策の体制強化のもと、仕事と子育てを両立できる保育環境の整備として、平成 15 年には 13 園（定員 1,276 名）であった認可保育所を平成 26 年 10 月までに 29 園（定員 2,674 名）に増設し、1,398 名の定員拡大を図りました。また、多様な就労形態に対応するため、ゼロ歳児の保育時間拡大や、午後 7 時半まで預かる延長保育を全ての区立保育所で実施し、さらには急な残業等に柔軟に対応できるよう 1 日単位で延長保育が利用できる「スポット利用制度」を実施するとともに、午後 10 時までのスポット夜間保育を区立京橋こども園で初めて実施するなど、さまざまな保育サービスの充実を図ってきました。

さらに、地域における子育て支援事業として、地域の身近な場所で利用できるよう子育て交流サロン「あかちゃん天国」を増設したほか、小学校就学後の放課後や夏休みなど保護者の就労などにより家庭で適切な保護育成が受けられない児童を預かる「学童クラブ」を区内全児童館で実施してきました。

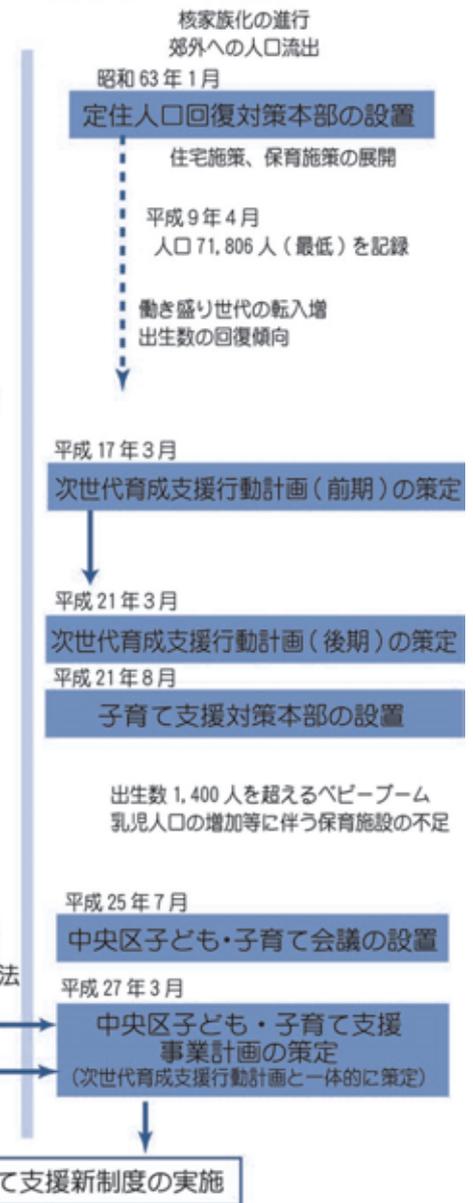
このように、多様な子育て支援策の拡充を進めてきましたが、乳幼児人口の増加に伴う保育ニーズの高まりへの対応や、核家族化・地域のつながりの希薄化による子育て家庭の育児不安や孤立化の解消等、引き続きさまざまな課題への対応が求められています。今後とも安心して子どもを産み育てていける環境づくり、都心中央区にふさわしい子育て支援策のさらなる拡充が必要とされています。平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度実施に向け、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施を総合的かつ計画的に

行うため、子ども・子育て支援施策を中心に、母子保健、教育、ワーク・ライフ・バランス等の取組を総合的に推進する「中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 国の主な動向



## 中央区の主な動向



## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、これまでの次世代育成支援行動計画を引き継ぐものとして、次世代育成支援行動計画と一体的に策定します。

また、本計画は、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画であり、上位計画である「中央区基本計画2013」をはじめ、関連する区の計画等との整合性を図りつつ策定しています。

### 子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。



内閣府「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

<計画の位置づけ>

**中央区基本構想** ※中央区と区民のまちづくりの憲章、中央区における総合的かつ計画的な行政運営の指針

<中央区の将来像>

**生涯躍動へ 都心再生一個性が生きる ひととまち**

**中央区基本計画2013** ※基本構想を実現する長期総合計画

<10年後の中央区【5つの柱】>

1 災害に強い 都心のまちづくり

**2 子どもが輝く子育て・教育のまちづくり**

**誰もが安心して子どもを産み、喜びをもって育てることができる  
子育て・教育のまちを実現する**

3 すべての人々の健康と高齢者の生きがいのあるまちづくり

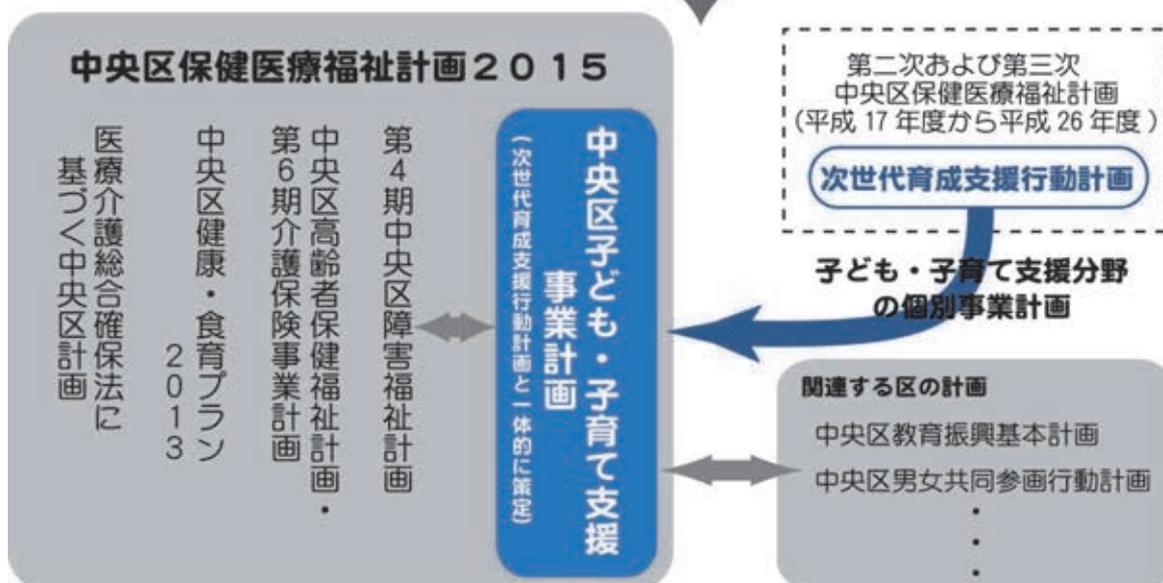
4 地球にやさしい水と緑のまちづくり

5 歴史と先進性を生かしたにぎわいのあるまちづくり

**中央区保健医療福祉計画2015** ※保健・医療・福祉の基本指針

<基本理念>

**区民一人ひとりのいのちと尊厳が守られ、生涯にわたっていきいきと健康で、  
安全・安心に暮らせる都心のまち・中央区の実現**



### 3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

平成 17～26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度～
①次世代育成支援行動計画						
前期・後期計画	計画期間 ①と②を一体的に推進					
②子ども・子育て支援事業計画						
	①と②を一体的に策定		中間年における見直し			

### 4 計画の策定体制（中央区子ども・子育て会議の設置）

「子ども・子育て支援法」第 77 条第 1 項の規定に基づき、教育・保育施設および地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務として規定されました。

本区においても、本計画の策定にあたり子育て当事者等の意見を反映するため、公募による区民代表や子育て支援事業者、学識経験者など以下の構成員からなる「中央区子ども・子育て会議」を平成 25 年 7 月に設置のうえ、平成 25 年 8 月に第 1 回会議を開催し、区長より調査審議の依頼を受け、審議を開始しました。平成 25 年度・26 年度の 2 カ年で合計 8 回「中央区子ども・子育て会議」を開催し、その審議内容を踏まえ、本計画を策定しています。

会長	学識経験者	1 人
会長職務代理者	〃	1 人
医療関係者	各医師会代表	2 人
子育て支援事業者	私立保育所等運営主体代表	1 人
子育て支援事業従事者	保育園長(区立・私立)・幼稚園長・小学校長	4 人
子育て当事者(区民公募)	保護者又は子育てに関心を持つ者	3 人
団体関係者	民生・児童委員協議会各地域代表	3 人
〃	子育て支援関係団体等代表	1 人
区職員	福祉保健部長・教育委員会事務局次長・保健所長	3 人
		19 人

#### 子ども・子育て支援法（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

## 5 調査の実施

本計画の策定にあたり、幼児期の学校教育および保育の施設、地域の子ども・子育て支援事業等の「需要量の見込み」（以下「量の見込み」という。）の設定に必要な現在のサービスの利用状況および今後の利用希望（潜在的ニーズ）等を把握するため、平成25年10月に「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」（以下「ニーズ調査」という。）および「中央区ひとり親家庭実態調査」を実施しました。調査結果について集計・分析を行い、平成26年3月に「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査報告書」、「中央区ひとり親家庭実態調査報告書」としてまとめました。

### ■ 調査方法

調査種別	対象者	抽出方法	実施方法
利用希望把握調査 （ニーズ調査）	就学前児童（0～5歳）の保護者	住民基本台帳より計画3地域、年齢、男女比を均等に無作為抽出	郵送による 配布・回収
	小学校児童（小1～小6）の保護者		
ひとり親家庭実態調査	児童育成手当（育成手当）受給者	悉皆（ただし、ニーズ調査の対象者として抽出された者を除く）	

### ■ 回収結果

調査種別	対象者	配布数	回収数	有効回収率
利用希望把握調査 （ニーズ調査）	就学前児童（0～5歳）の保護者	2,520	1,634	64.8%
	小学校児童（小1～小6）の保護者	1,512	856	56.6%
ひとり親家庭実態調査	児童育成手当（育成手当）受給者	712	386	54.2%

## 6 パブリック・コメントの実施

計画の素案がまとまった段階で、区民の皆様から広くご意見をいただくため、平成26年12月15日から平成27年1月9日にかけてパブリック・コメントを実施し、ご意見を計画に反映しました。